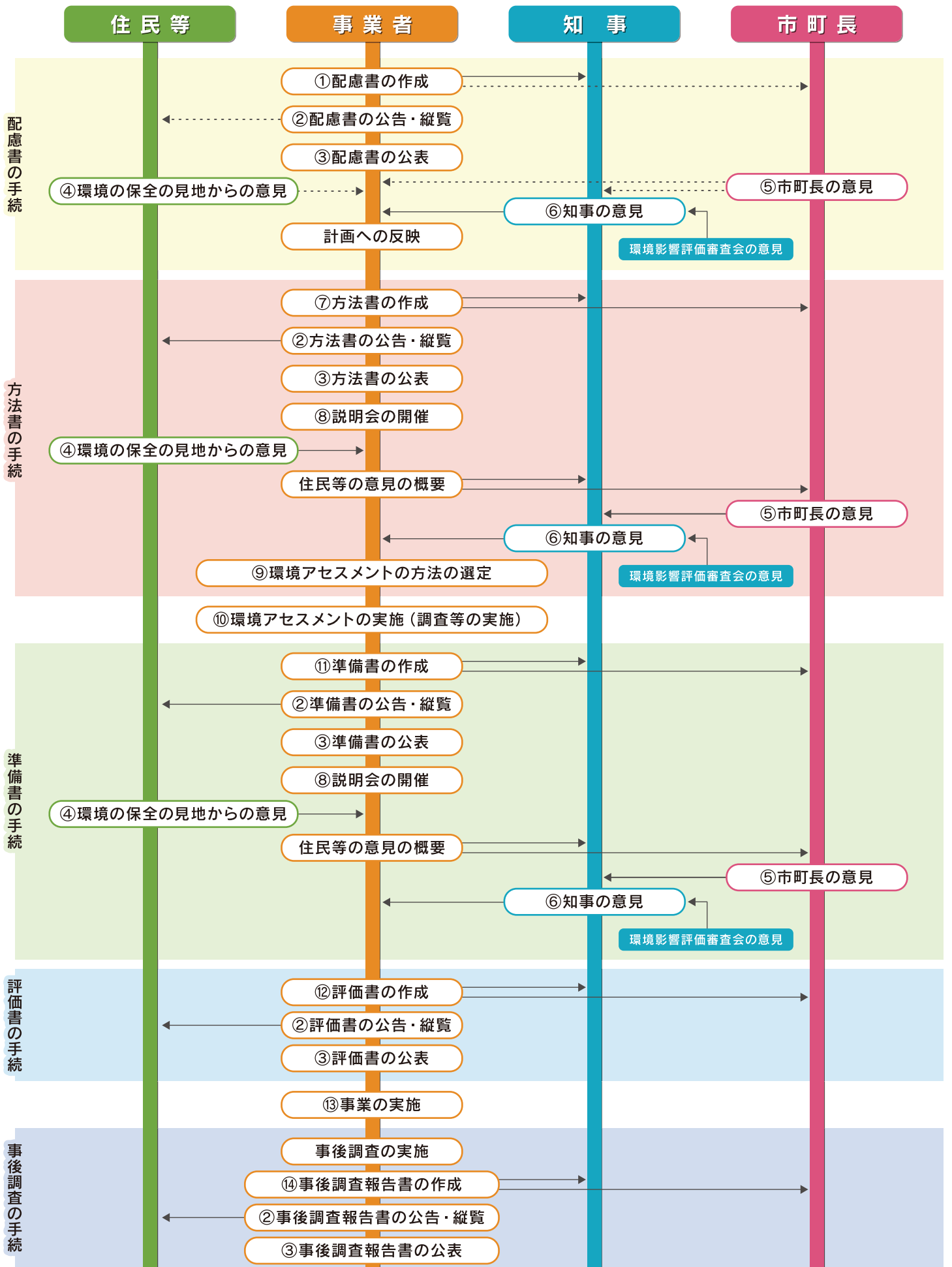


2. 佐賀県環境影響評価条例の手続の流れ



①配慮書の作成

事業者は、事業の位置・規模等の検討段階において、環境保全のために適正な配慮をしなければならない事項について検討を行い、その結果をまとめた「配慮書」を作成し、知事及び関係市町長（※1 ※2）へ送付します。

②公告・縦覧

事業者は、配慮書を作成した旨等を公告するとともに、配慮書及びその要約書を1月間以上の期間を定めて縦覧します。（※3 ※2）（方法書、準備書、評価書、事後調査報告書については、公告するとともに、1月間縦覧します。）

③公表

事業者は、配慮書及びこれを要約した書類をインターネットの利用その他の方法により公表します。（方法書、準備書、評価書、事後調査報告書（※4）についても同じ。）

④環境の保全の見地からの意見

環境保全の見地からの意見を有する者は、配慮書について事業者が定める期間内に意見を述べるすることができます。（方法書、準備書については、縦覧期間の1月間及びその後2週間の間に意見を述べるすることができます。）

⑤市町長の意見

関係市町長は、配慮書について事業者が定める期間内に環境の保全の見地からの意見（※1 ※2）を述べるすることができます。また、知事の求めに際して意見を述べます。（方法書、準備書についても同じ。）

⑥知事の意見

知事は、配慮書について、必要に応じ関係市町長及び佐賀県環境影響評価審査会の意見を踏まえ、事業者に対して意見を述べます。（方法書、準備書については、関係市町長、環境保全の見地からの意見を有する者及び必要に応じ佐賀県環境影響評価審査会の意見を踏まえ、事業者に対して意見を述べます。）

⑦方法書の作成

事業者は、事業の概要、地域の概要、環境アセスメントの項目や調査等の手法など環境アセスメントの方法を記載した「方法書」を作成し、知事及び関係市町長へ送付します。

⑧説明会の開催

事業者は、縦覧期間内に、関係地域内において方法書の説明会を開催します。（準備書についても同じ。）

⑨環境アセスメントの方法の選定

事業者は、知事の意見及び環境の保全の見地からの意見を有する者の意見を踏まえて、環境アセスメントの項目及び手法を選定します。

⑩環境アセスメントの実施

事業者は、⑨において選定した項目及び手法に基づき、環境アセスメントを実施します。

⑪準備書の作成

事業者は、調査、予測及び評価の結果や環境保全のための措置などの環境アセスメントの結果の案を記載した「準備書」を作成し、知事及び関係市町長へ送付します。

⑫評価書の作成

事業者は、知事の意見及び環境保全の見地からの意見を有する者の意見を踏まえ、準備書の記載事項について検討して「評価書」を作成し、知事及び関係市町長へ送付します。

⑬事業の実施

事業者は、評価書を作成した旨を公告すると事業に着手することができますようになります。事業に着手及び完了したときは、知事及び関係市町長へその旨の届出をします。

⑭事後調査報告書の作成

事業者は、評価書に記載した事項等に従い、事後調査を実施し、その結果を「事後調査報告書」にとりまとめ、知事及び関係市町長へ送付します。

※ 1 事業者が、関係市町長へ環境保全の見地からの意見を求める場合に限りです。

※ 2 事業者は、配慮書について関係市町長及び環境の保全の見地からの意見を有する者の意見を求めるように努めなければなりません。もし、意見を求めない場合は、その理由を配慮書において明らかにしなければなりません。

※ 3 事業者が、環境保全の見地からの意見を有する者の意見を求める場合に限りです。

※ 4 事後調査報告書について、要約書の作成は不要です。